

令和5年3月31日

株式会社電通、株式会社セレスポ、株式会社フジクリエイティブコーポレーション、株式会社博報堂、株式会社東急エージェンシー及び株式会社セイムトゥーに対する指名停止措置について

1. 事態の概要

公正取引委員会は、令和5年2月28日、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した業務委託契約について、独占禁止法に違反する犯罪があったと見料して、同法第74条第1項の規定に基づき、株式会社電通、株式会社セレスポ、株式会社フジクリエイティブコーポレーション、株式会社博報堂、株式会社東急エージェンシー及び株式会社セイムトゥーの6社を検事総長に告発し、東京地方検察庁が起訴した。

2. 指名停止措置

上記1. の事態を受けて、次のとおり指名停止措置を講ずるものとする。

3. 指名停止業者（計6者）

株式会社電通、株式会社セレスポ、株式会社フジクリエイティブコーポレーション、株式会社博報堂、株式会社東急エージェンシー及び株式会社セイムトゥー

4. 指名停止措置期間

令和5年3月31日から下表の期間

指名停止措置業者名	住 所	指名停止期間
株式会社電通	東京都港区東新橋1丁目8番1号	9か月間
株式会社セレスポ	東京都豊島区北大塚1丁目21番5号	9か月間
株式会社フジクリエイティブコーポレーション	東京都江東区青海1丁目1番20号	9か月間
株式会社博報堂	東京都港区赤坂5丁目3番1号	9か月間
株式会社東急エージェンシー	東京都港区西新橋1丁目1番1号	9か月間
株式会社セイムトゥー	東京都千代田区永田町2丁目4番3号	9か月間

5. 指名停止措置理由

全省庁統一資格有資格者である上記6者が、令和5年2月28日、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した業務委託契約について、公正取引委員会により独占禁止法第74条第1項の規定に基づき検事総長に告発され、東京地方検察庁により起訴されたことは、会計検査院の定める「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当するため

令和5年3月31日

株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ、株式会社KADOKAWA及び株式会社大広に対する指名停止措置について

1. 事態の概要

東京地方検察庁は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元理事に賄賂を提供したとして、株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ、株式会社KADOKAWA及び株式会社大広の役員等を贈賄容疑で逮捕した。

2. 指名停止措置

上記1. の事態を受けて、次のとおり指名停止措置を講ずるものとする。

3. 指名停止業者（計3者）

株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ、株式会社KADOKAWA及び株式会社大広

4. 指名停止措置期間

令和5年3月31日から下表の期間

No.	指名停止措置業者名	住 所	指名停止期間
1	株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ	東京都港区虎ノ門1丁目23番1号	9か月間
2	株式会社KADOKAWA	東京都千代田区富士見2丁目13番3号	9か月間
3	株式会社大広	大阪府大阪市北区中之島2丁目2番7号	6か月間

5. 指名停止措置理由

(1) 全省庁統一資格有資格者であるNo. 1、No. 2の上記2者の代表役員等が、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元理事に賄賂を提供したとして、東京地方検察庁に贈賄容疑で逮捕された。

このことは、会計検査院の定める「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イに該当するため

(2) 全省庁統一資格有資格者であるNo. 3の上記1者の執行役員が、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元理事に賄賂を提供したとして、東京地方検察庁に贈賄容疑で逮捕された。

このことは、会計検査院の定める「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号ロに該当するため